

( ) 給与支払報告書 (総括表)

日出町長宛

指定番号

提出

給与の支払期間	月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ		事業種目	
給与支払者の氏名又は名称		受給者員	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		特別徴収対象者	人
フリガナ		普通徴収対象者(退職者)	人
同上の所在地	〒	普通徴収対象者(退職者を除く)	人
		報告人員の合計	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所轄税務署名	税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 (電話 ) 課 係	給与の支払方法及びその期日	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話 )	納入書の送付	不要

第十七号様式 (第十条関係)

普通徴収切替理由書

指定番号

日出町長宛

事業所(主)名

この切替理由書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

符号	普通徴収切替理由	人数
A	総受給者数が2人以下の事業所(事業所全体)	人
B	他の事業所で特別徴収されている(乙欄該当者を含む)	人
C	給与が少額で税額が引けない	人
D	給与の支払日が不定期(給与の支払が毎月でない)	人
E	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人
合計		人

【給与支払報告書をeLTAXや光ディスク等で提出する場合】

普通徴収を申請する受給者の個人別明細書の普通徴収項目にチェックを行い、摘要欄に上記符号を記載してください。

eLTAXや光ディスク等で給与支払報告書を提出する場合、この切替理由書の提出は不要です。

ただし、上記の符号の入力がない場合は特別徴収となります。

【給与からの個人住民税の特別徴収について】

大分県と県内市町村では、個人住民税(町・県民税)について、従業員の方の利便性の向上と、賦課徴収の公平性を確保するため、給与からの特別徴収を推進しています。

平成26年度以降の町県民税については、大分県と県内市町村が特別徴収の適正な実施について一斉に取り込むこととなりました。

個人町県民税の特別徴収を実施されていない事業主の皆様におかれましては、法令に基づく適正な特別徴収の実施について、ご理解とご協力をお願いいたします。

【普通徴収認定要件の見直しについて】

令和4年度課税分より、普通徴収認定(切替)要件について見直しを行いました。

「事業専従者」の認定要件を削除いたしました。事業専従者については、A、C、Dのいずれかの要件に該当するケースがほとんどのため、このたび要件から除外しました。

ご理解とご協力をお願いいたします。

※eLTAXの共通納税や金融機関独自の住民税自動振替サービス等を利用されている場合などで、日出町指定の納入書を使用されない事業所様は納入書の送付欄の「不要」に○をしてください。必要な場合は、何も記入しないでください。